米

米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)

※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

既存のWTO枠(77万トン)

既存の一般輸入 加工用に販売する他、飼料用・援助用等に活用

> 既存のSBS枠 10万トン (品種・用途限定なし)

既存のWTO枠(77万トン)

_ 既存の一般輸入 ※1 加工用に販売する他、飼 料用・援助用等に活用

既存のSBS枠 10万トン ※2 (品種・用途限定なし)

国別枠(SBS枠)※2

米国枠:5万t(当初3年維持)

→ 7万t(13年目以降)

豪州枠:0.6万t(当初3年維持)

→ 0.84万t(13年目以降)

- (注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO 枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万トン)へ変更する予定。
 - ※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を 行う予定。

米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

- 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減。(合計13品目)
- ・米粉調製品(加糖):23.8%→17.8%(▲25%·6年目)[TPP参加国からの輸入量:約1万6千トン(2011~13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖):16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量:約4千トン(2011~13年平均)]
- ·その他11品目 : ▲5%の即時削減
- 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)
- ・穀物加工品(粟粥等):21.3%→5.3%(▲75%·6年目)[TPP参加国からの輸入量:約130トン(2011~13年平均)]
- ・その他15品目:0~11年目で関税撤廃

小麦

現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。

7年目

米: 15万t

- 既存のWTO枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新 設枠の数量は、7年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目まで に45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、 主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水 準に設定。

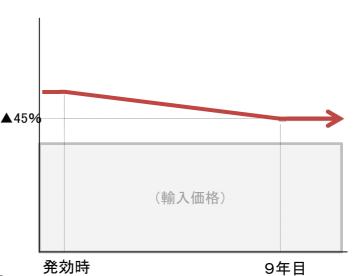
枠数量

既存のWTO枠数量:574万t

発効時 米: 11.4万t 加: 4.0万t 豪: 3.8万t

加:5.3万t 豪: 5.0万t 米国 米 国 豪州 発効時 7年目

マークアップ



食糧用小麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	米国	カナダ	豪州
543万t	310万t	135万t	98万t

出典:貿易統計

(飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経 費相当のマークアップを徴収(輸入量約50万%)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマーク I アップを徴収しない民間貿易に移行

小麦製品の例

出典:貿易統計

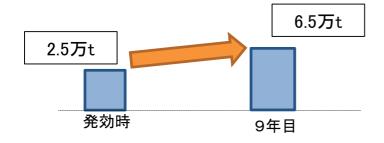
	税率	枠数量	輸入量(2011	-2013平均)
	(九 年	什奴里	TPP参加国	世界
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	枠内即時無税+マークアップ [°] (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千~→17.5千~	0.6千~	3.7千ト
ベーカリー製品製造用 小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千~→20千~。	17千㎏	41千 ½
その他小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千√→22.5千√、	24千~	69千トン
マカロニ、スパゲティ	9年目までに60%削減	_	22千~	136千~
ビスケット	6年目に無税	_	8千~	21千~

大麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

枠数量

既存のWTO枠数量:136.9万t

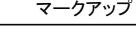


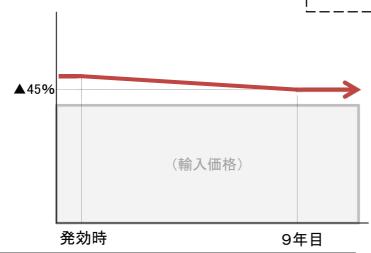
飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約100万½)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上で マークアップを徴収しない民間貿易に移行





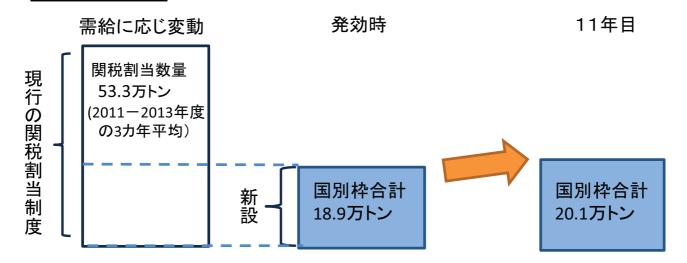
食糧用大麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	豪州	カナダ	米国
22.4万t	17.6万t	4.6万t	0.2万t

麦芽

- 現行の関税割当制度、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 需給動向に連動しない定量の国別枠を新設。

枠数量



【国別枠数量内訳】

	いってないもの		いったもの		国別枠 計	
カナダ	発効時	89千~	発効時	4千トン	発効時	93千トシ
豪州	発効時	72千トン	発効時	3千トン	発効時	75千り
米国	発効時	20千トン	発効時	0.7千トン	発効時	20.7千トッ
本国	6年目	32千トン	11年目	1.05千トン	11年目	33.05千トッ
計	発効時	181千トン	発効時	7.7千トン	発効時	188.7千トン
āl	6年目	193千トン	11年目	8.05千トン	11年目	201.05千トッ

麦芽の輸入量(2011-2013平均)

出典:貿易統計

TPP参加国	カナダ	豪州	米国
26.5万t	15.5万t	8.9万t	2.1万t

砂糖

1. 粗糖•精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税+調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。

精製糖

21.5円/kg + 57.4円/kg

維持 精製糖

21.5円/kg + 57.4円/kg

糖度 99.5度

高糖度原料糖

21.5円/kg + 42.4円/kg

99.3度未満のみ無税、 調整金削減(※) (※)精製用に限る

高糖度原料糖

21.5円/kg + 42.4円/kg

99.3度未満

0円/kg + 39.0円/kg(※)

98.5度

- ・計算式のうち、左側が関税、右側が調整金
- ・調整金の額は、四半期ごとに変動する 上記調整金の数字はH27.7~9の額

2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を 抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

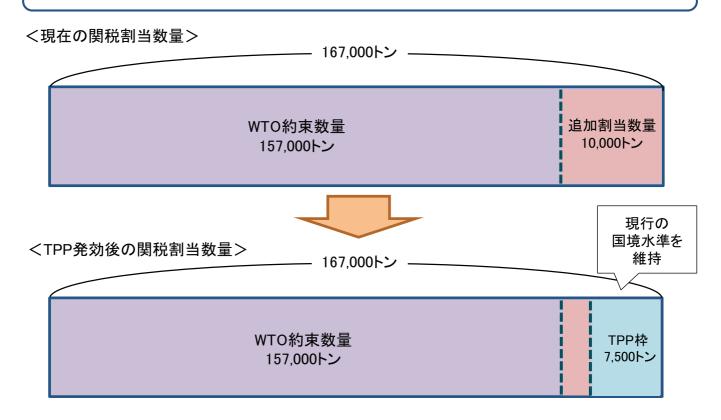
関税割当枠の例

	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
	作內忧华	件	TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 29.8%→14.9%	(1年目) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 28%→16.8%	(1年目) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜ たもの(含糖率約8割)	(1年目) (11年目) 29.8%→17.9%	(1年目) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(1年目) (11年目) 9.1千トン→18.0千トン	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(1年目) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン

でん粉

1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠(7,500トン)を設定(枠内税率0%~25%)。



2. 国別の無税枠の設定

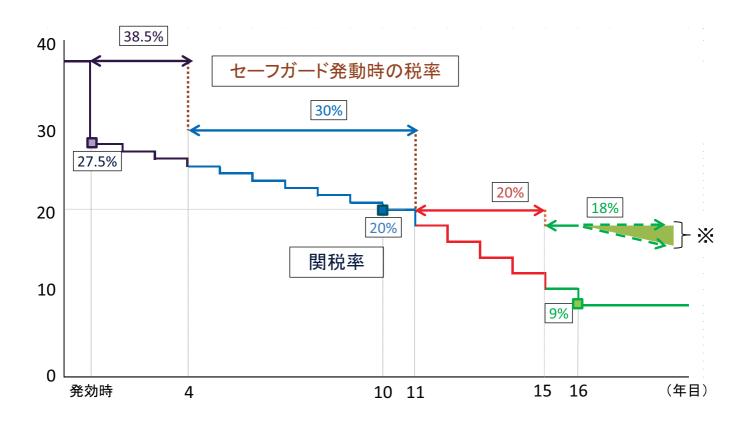
- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数量を抑制。

	対象国	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均)	
	刈	什的优件	什奴里	TPP参加国	世界
コーンスターチ ばれいしょでん粉	米国	即時無税 ※	(1年目) (6年目) 2,500t → 3,250t	0.4千トン	13千トン
イヌリン	米国・チリ	即時無税	(1年目) (11年目) 240t → 300t	0.02千トン	0.5千トン

牛肉

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

関税水準とセーフガード発動時の税率

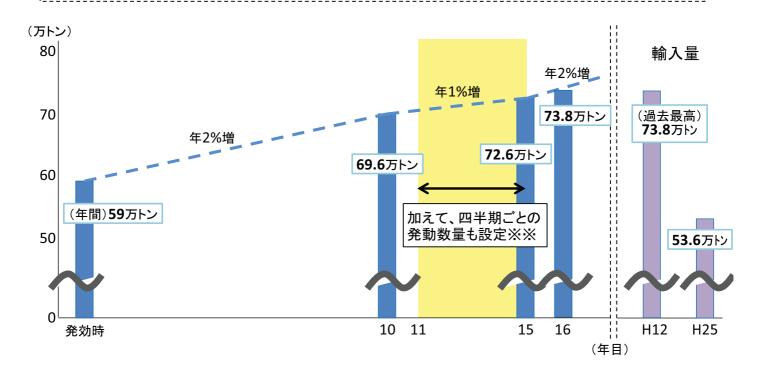


- ※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率
 - ・ 毎年1%ずつ削減 (セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない)。
 - ・ 4年間発動がなければ終了。
- 【注】 日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される(TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生)

セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。 (※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
- ② 毎年の拡大幅は2%。
- ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万トン以下の水準。

TPP国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用

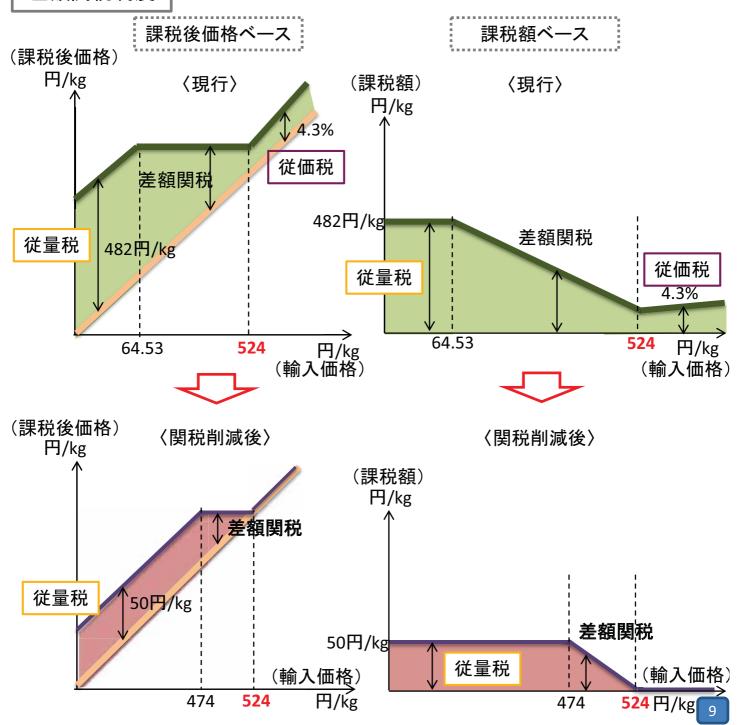


- ※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)
- ※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用
- 【注】家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末まで不適用)。
- 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。
 - (TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制)
- 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

豚肉

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税は近年の平均課税額 23円/kgの約2倍(50円/kg)に引下げ、従価税 (4.3%)は撤廃)。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg) を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

差額関税制度



セーフガードの仕組み

■ 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100~70円/kgに、従価税を4.0~2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

1. 従価税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率

(%) (現行) <u>4.</u>3% セーフガード発動時の税率 4.0% 3.4% 2.8% 3 2.2% 2 2.2% 1 関税率 0 10 12 発効時 4 (年目)

②セーフガード発動数量(国別)

過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3 - 6年目	7 -11 年目
112%	116%	119%

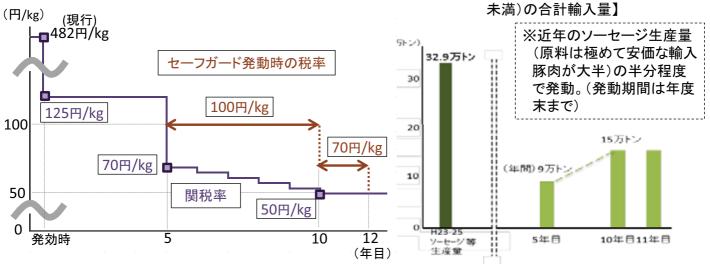
(注)4年目までは全輸入量、 5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

2. 従量税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率

②セーフガード発動数量

【TPP国からの低価格帯(399円/kg 未満)の合計輸入量】



- (注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)
- TPP参加国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 〇農畜産業振興機構(ALIC)による 輸入(国家貿易)
- ○約束数量 13.7万トン(*1) (生乳換算)

(対象品目:脱脂粉乳、バター ホエイ等)

〇枠内税率

脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(*2)

バター 35%+マークアップ(*2)

十 脱脂粉乳、バターが 不足している場合に実施

追加的な輸入

- 〇農畜産業振興機構(ALIC)による 輸入(国家貿易)
- 〇輸入量:不足分

(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年 度	2014	2015
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6

既存のWTO枠

今後も継続(変更せず)

+

TPP枠

- 〇ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 〇枠数量 (生乳換算)

脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目) (製品 3,188トン→3,719トンに相当)

バター 3万9341トン→ 4万5898トン(6年目) (製品 3,188トン→3,719トンに相当)

合計 6万トン → 7万トン(6年目)

○枠内税率(11年目までに削減)脱脂粉乳 25%,35%+130円/kg→ 25%,35%バター 35%+290円/kg → 35%

(*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。

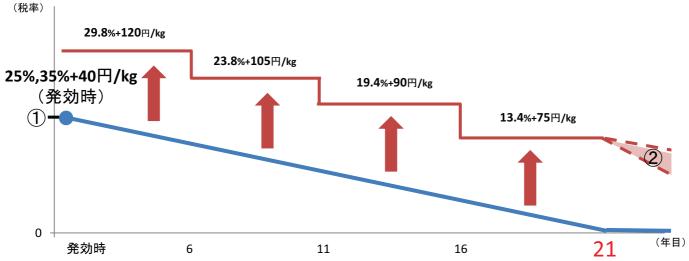
(*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg~238円/kg、バター77円/kg~649円/kg

ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフ ガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いも のは、6年目に無税)。

ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度 発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収 (直近5年では25円~255円/kg)

現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg

② 21年目以降のセーフガード税率

・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減 国産脱脂粉乳の ・3年間発動がなければ終了 1割強の水準 (2) セーフガードの発動数量 **16,250**トン (トン) 15000 7,000トン 10000 年1,000トン増 (年間)4,500トン 5000 年750トン増 0 発効時

(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガード を適用しない。

チーズ

- 日本人の嗜好に合うモッツァレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は 関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

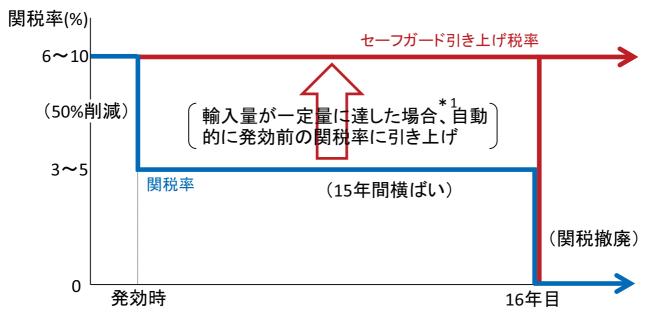
	チーズの区分	現行関税	合意内容
			・モッツァレラ等(クリームチーズ以外):現状維持
主要ナチュラ	①フレッシュチーズ クリームチーズ、 モッツァレラ等	29.8%	・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満:段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上:即時10%削減(29.8%→26.8%)
ル	②ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
チーズ	③その他チーズ(熟成チーズ) <pre></pre>	29.8%	・ソフトチーズ(カマンベール等): 現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等): 段階的に 16年目に撤廃
	※プロセスチーズ原料用チーズ 国産品の使用を条件に無税 (国産品:輸入品 = 1:2	輸入を認め	カチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) る抱合せ制度 ・現行制度を維持
ナチ	④シュレッドチーズ	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
ュラたル	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は 40.0%	・段階的に16年目に撤廃
チーズを加工し	⑥プロセスチーズ	40.0%	・現状維持 ・国別関税割当 豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃

注: は関税撤廃の例外

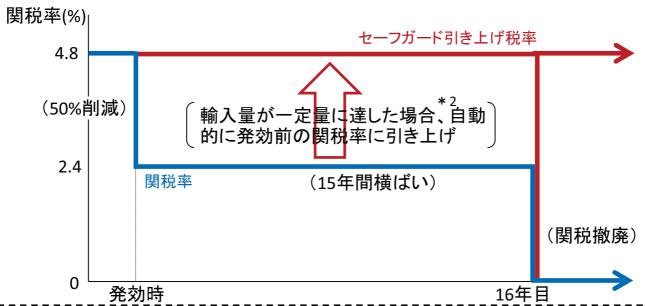
林産物

- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、 16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例の ない措置。 ※
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB(オリエンテッドストランドボード)も セーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。
- ※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



*1:マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m³、毎年20.9千m³増、16年目以降毎年31.3千m³増。

*2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m3、毎年31.5千m3増、16年目以降毎年31.5千m3増。

水産物

- 特にセンシティビティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって 関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティビティを考慮し11年目から即時までで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚 こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき 10.5%~40% → 8.9%~34%

◆16年目撤廃

あじ、さば

7~10% → 無税(16年目)

(※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、 大西洋さけ、ぶり、するめいか 等 3.5%~15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいか 等 3.5%~10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、 ひらめ・かれい 等

3.5%~6% → 無税(発効時)

我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20~40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆ 牛肉:0~16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、 枠外税率26.4%):
 - •15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- ▶ カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- ▶ メキシコ(現行20~25%):10年撤廃
- ◆ ブリ、サバ、サンマ:0~5年撤廃
 - ▶ ベトナム(現行11~15%):即時撤廃
- ◆ なし:即時撤廃
 - ▶ 米国(現行0~0.3セント/kg(0.2%*)):即時撤廃
 - ▶ カナダ(現行0~10.5%):即時撤廃

(*)2009年データに基づき 米国が従価税に換算。 以下同じ。

- ◆ 米:0~15年撤廃
 - ▶ 米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)):5年撤廃
- ◆ 醤油:0~6年撤廃
 - ▶ 米国(現行3%):5年撤廃
- ◆ 切花:0~5年撤廃
 - 米国(現行3.2~6.8%):即時撤廃
 - ▶ カナダ(現行0~16%):即時撤廃